

岩手県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成25年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
直嶋医院	紫波郡紫波町上平沢字川崎84番地1	平成24年10月31日
足澤放射線科	紫波郡紫波町日詰字西裏128番地1	平成24年11月30日
サイトウデンタルクリニック	北上市青柳町二丁目145番7号	〃
油井歯科医院	奥州市水沢区宮下町85番地	平成24年12月28日
陸前高田市国民健康保険広田診療所	陸前高田市広田町字天王前5番地1	平成24年12月31日
スピード調剤川又薬局	二戸市福岡字川又6番地1	〃
はまゆり調剤薬局	釜石市大渡町二丁目6番17号	平成25年1月14日
岡田歯科医院	紫波郡紫波町高水寺字田中24番地8	平成25年1月22日